

おかやま 労働

2015
夏
No.470



ひまわり畑（笠岡市）

目次

県立高等技術専門校10月入校生募集のお知らせ	2	県労委の動き	8
ものづくりマイスターをご利用ください!!	3	高齢者のための無料技能講習 受講生募集!	9
平成27年度後期技能検定のご案内	4	ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集	10
「中小企業で働く皆さんを応援します」少ない負担で充実の福利厚生!	4	STOP!転倒災害プロジェクト2015~あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて~	11
毎月勤労統計調査特別調査	5	2015年12月1日からストレスチェックの実施が義務になります	11
「岡山県はたらくバパたちの育休等奨励金」を利用してみませんか	6	「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されました	12・13
中小企業両立支援助成金のご案内	7	平成26年度個別労働紛争解決制度の運用状況まとめ	14・15
高齢者雇用安定助成金のご案内	8	はじめよう!夕方を楽しく活かす働き方。『ゆう活』	裏表紙
(公財)21世紀職業財団 新刊のご案内	8		

県立高等技術専門校 10月入校生募集のお知らせ

高等技術専門校では、これから就職しようとする方、仕事を変えようとする方などが職業に必要な専門的な知識や技術の習得を目指し、就職を円滑に行うための職業訓練を行っています。

現在、南部校と北部校では、10月2日(金)から訓練を開始する10月入校生を募集しています。

募集対象者は離転職者の方及び離転職者で身体に障害のある方で、訓練期間は来年3月までの6ヵ月です。

入学金、授業料は無料ですが、教科書や作業服、各種資格取得に要する経費等は自己負担となります。

◆ 訓練科名 ◆

<募集対象：離転職者の方>

【アパレルビジネス科（南部校） 定員：20名】

・アパレル業界で行われる衣服等の縫製、デザイン、製図、CAD、事務処理、販売などの基本的な知識、技能を幅広く習得した人材を養成します。

【エクステリア科（北部校） 定員：10名】

・エクステリアに関する外構工事及び造園工事に必要な知識・技能を習得し、一戸建住宅の外構工事及び造園工事を施工できる技能者を養成します。

【OA事務科（北部校） 定員：20名】

・取引の記帳から簡単な決算に至る一連の事務処理ができ、ワープロ、表計算ソフト等の各種アプリケーションソフトによる事務処理ができる事務員を養成します。

【ケアサービス科（北部校） 定員：20名】

・幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力に加え、医療的ケアに関する知識及び技能などの習得を目指します。約2週間多分野での現場実習にも臨み、質の高い即戦力となる人材を養成します。

<募集対象：離転職者で身体に障害のある方>

【オフィス事務科（南部校） 定員：10名】

・商業簿記、OA機器、アプリケーションの知識・技能を持った事務員を養成します。

◆ 受付期間 ◆ 6月22日(月)～8月21日(金)

◆ 申し込み先 ◆ 住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

◆ 選考日 ◆ 9月3日(木)、9月4日(金)〔面接予備日〕

◆ 問い合わせ先 ◆

南部高等技術専門校(南部校) TEL(086)424-3311

北部高等技術専門校(北部校) TEL(0868)26-1125

岡山県庁労働雇用政策課 TEL(086)226-7387



～ 実際の訓練を見学してみませんか？ ～

専門校では、随時見学を受け付けています。実際の訓練内容は説明だけではイメージしにくいかもしれません。ご自分にあった訓練科を選んでいただくためにも、実際の訓練をご覧いただくことをお勧めしています。なお、見学をご希望の場合は事前にご連絡をお願いします。

平成27年度 厚生労働省委託事業

技能者の指導・育成をお考えの皆様へ

ものづくりマイスターを ご利用ください!!

近年、若年者を中心としたものづくり離れ・技能離れ、更には技能者の高齢化、退職等により、優れた技能の継承が困難になりつつあることから、ものづくり現場を支える若年技能者の育成を支援するため、高度な技術をもっている技能者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業、教育訓練機関等で広く若年技能者への実技指導を行い、技能の継承や後継者の育成を応援します。

また、小中高の児童・生徒・教師等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等を開催し、生徒の進学や就職に当たって、ものづくり産業への就業に向けた環境作りを応援します。

指導技能者(ものづくりマイスター)

15年以上の実務経験がある技能検定の特級・1級・単一等級の技能士及び同等以上の技能を有し、指導経験が豊富な者。

※指導技能者は当協会で決めさせていただきます。

実技指導の実施

技能検定や技能競技大会の課題等を活用してご指導します。

(長期指導と短期指導があります。)(製造業、建設業の関連職種)

※ものづくりマイスターに対する指導料は無料です。

※実技指導に使用する材料費は2,000円/人を負担します。

※1日の指導時間は3時間程度となります。

※実技指導後に指導成果についての確認をさせていただきます。

※派遣を希望される場合は、希望職種を協会までお問い合わせください。

ものづくりの魅力講座等の実施

①ものづくりに携わる者の魅力体験談と製作実演やものづくり体験を行います。

※カリキュラムについては要相談。

※ものづくりマイスターに対する講師料は無料です。

※ものづくり体験に使用する材料費は500円/人を負担します。

※講座修了後、アンケートにご協力ください。

②ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所見学を行います。(教師または保護者同伴で無料バスにて見学できます)

※見学後、ものづくり体験教室の開催も可能です。

お申込み方法

申し込みは随時受け付けています。(事業所見学は公募する場合があります。)

電話連絡等にて日程等を調整のうえ、申込書を送付させていただきます。

お問い合わせ・お申込み先

岡山県職業能力開発協会 技能振興コーナー

〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目3-10

TEL.086-225-1580 FAX.086-234-1806



ものづくりマイスターが指導する 対象分野(70職種)

建設関係…造園、さく井、建築板金、冷凍空調調和機器施工、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、バルコニー施工、ガラス施工、塗装、広告美術仕上げ

金属加工関係…鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験

一般機械器具関係…機械検査、機械保全、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、機械・プラント製図

電気・精密機械器具関係…電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、電気製図

食料品関係…パン製造、菓子製造、製麺

衣服・繊維製品関係…婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、帆布製品製造、布はく縫製

木材・木製品・紙加工品関係…家具製作、建具製作、畳製作、表装

プラスチック製品関係…プラスチック成形

印刷製本関係…印刷

貴金属・装身具関係…貴金属装身具製作

その他…印章彫刻、義肢・装具製作

国家検定

あなたのチカラ
証明します

平成27年度後期技能検定のご案内

●受検申請受付期間

平成27年10月5日(月)～10月16日(金)
(土曜日・日曜日・祝日は休み)

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する「**国家検定制度**」です。「労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ」などの利点も認められています。

●実施日程

実技試験(注1)	平成27年12月2日(水) ～平成28年2月14日(日)
学科試験・実技試験の ペーパーテスト(注2)	平成28年1月24日(日) 1月31日(日) 2月 3日(水) 2月 7日(日)
合格発表	平成28年3月11日(金)

(注1) 期間中のいずれかの日で実施します。
(注2) 全国統一実施日です。

●受検資格

受検には、原則として検定職種に関する実務経験が必要です。ただし職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。

実施職種(予定)

【特級】 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

【1・2級及び単一等級】 さく井、鍛造、金型製作、工場板金、ローブ加工、機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、帆布製品製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、菓子製造、製麺、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整

【3級】 造園、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、プラスチック成形、建築大工、配管、機械・プラント製図、電気製図

【お問い合わせ先】

岡山県職業能力開発協会

TEL (086) 225-1547

〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目3-10
<http://www.okayama-syokunou.or.jp/>

「中小企業で働く皆さんを応援します」
少ない負担で充実の福利厚生！

中小企業で働く事業主と従業員の皆様に、個々の事業所では行うことのできない多彩な福利厚生サービスを提供するため、県内には5つの勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会が設立されています。また、より多くの方々に充実したサービスを提供するため会員を募集しています。

1. お慶びにもお見舞いにも

お祝い事やご不幸があったときの
各種給付金の支給

2. ゆとりを楽しむ

宿泊施設、レジャー施設等の利用
助成、各種ツアーの割引あっせん等

3. 健康な明日のために

健康診断等の受診料の補助、健康
関連施設の利用助成等

4. 自らを向上させる

生涯学習、自己啓発を支援、
スポーツ、文化イベントの助成等

※他にも様々なサービスがあります。各団体ごとでサービス内容が若干異なります。

●詳しくは地域のサービスセンター・互助会へお問い合わせください●

団体名	連絡先	対象地域
(一財)岡山市勤労者サポートプラザ(ときめきプラザ)	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター(ほっと倉敷。)	086-434-8770	倉敷市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町

7月31日現在で、毎月勤労統計調査特別調査が実施されます。調査にご回答をお願いします。

どういった調査なの？

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について明らかにすることを目的に行う調査です。

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査を補うため、年1回行う特別調査です。

結果は小規模事業所の実態を示す資料として、最低賃金の改定審議など行政施策の企画立案に使用されています。

調査の流れは？

今回の調査では、岡山県内の35の地域が対象になっています。

対象となった地域では、調査に先立ち、統計調査員が全ての事業所を訪問して、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねします。

その後、常用労働者1～4人の全ての事業所に対して8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、常用労働者ごとの出勤日数、実労働時間、きまって支給する現金給与額等の調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

秘密は守られるの？

調査票に書かれた内容は、「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

結果の公表は？

結果は、平成27年12月頃に厚生労働省のホームページに掲載される予定です。なお、岡山県のホームページにも岡山県分を掲載します。

厚生労働省ホームページ …… <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

岡山県統計分析課ホームページ … <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/15/>

毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクターの「とくちゃん」です。
調査にご理解とご回答をお願いいたします。



お問い合わせ先

岡山県庁統計分析課人口統計班
TEL 086-226-7262

～「岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金」を利用してみませんか～

県では、従業員の子育て支援に積極的に取り組む中小企業を後押しするため、男性従業員に育休を取得させる場合や、孫を養育するための休暇「孫育て休暇」を取得させた場合に奨励金を支給する「岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金」を開始しました。

●対象となる事業主

以下の①～⑤の要件すべてを満たしている事業主です。

- ① 「おかやま子育て応援宣言企業」に登録されていること。
- ② 岡山県内に所在する雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(H27.4.1～H28.3.31の期間を行動期間に含む計画に限る)を策定し、岡山労働局に届け出ていること。
- ④ 就業規則又は労働協約等により、育児・介護休業法を遵守した育児休業制度又は孫育て休暇制度を設けていること。
- ⑤ 常時雇用する労働者の数が300人以下であること。

●男性育児休業奨励金

(1)対象労働者 次のア～ウのいずれにも該当する者

ア 県内の事業所に勤務している男性労働者であること。

イ 雇用保険の被保険者として雇用されていること。

ウ 平成27年4月1日以降、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、育児休業等を5日(勤務を要しない日を除く。)以上含む1週間以上連続した休業・休日等(以下「休業等」という。)を新たに取得し、当該休業等終了後、平成28年3月31日までに原職等に復帰していること。

(2)支給額

休業等取得者	休業等の期間	支給額
1人目	連続して1週間以上1か月未満	200,000円
	連続して1か月以上	400,000円
2人目～5人目	連続して1週間以上1か月未満	100,000円
	連続して1か月以上	200,000円

●孫育て休暇奨励金

(1)対象労働者 次のア～エのいずれにも該当する者

ア 県内の事業所に勤務している労働者であること。(性別は問いません。)

イ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。

ウ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

エ 平成27年4月1日以降、勤務を要しない日を除いて連続する1日以上の子育て休暇を新たに取得し、当該孫育て休暇終了後、平成28年3月31日までに原職等に復帰していること。

(2)支給額

孫育て休暇取得者	休暇の期間	支給額
1人目	1日以上	50,000円

お問い合わせ先：岡山県保健福祉部子ども未来課
電話：086-226-7347

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ

中小企業両立支援助成金のご案内

1. 代替要員確保コース

- 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

支給対象労働者1人当たり	30万円
支給対象労働者が期間雇用者の場合	上記金額に10万円加算

※1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで申請可能です。
(くろみん取得企業は、平成37年3月31日まで延べ50人まで。)

※育児休業を終了した労働者を、原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則などに規定することが必要です。

2. 期間雇用者継続就業支援コース

- 育児休業を6か月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円
休業終了後正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2～5人目5万円加算

※期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度及び育児休業を終了した労働者を、原職等に復帰させる旨を就業規則に規定することが必要です。

※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに出た事業主が対象となります。

3. 育休復帰支援プランコース

- 労働者と面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受けて「育休復帰支援プラン」を作成し、プランの実施により育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、3か月以上育児休業を利用した労働者がいる中小企業事業主に助成します(※1)。

また、プランの実施により上記労働者に対し、育休中に職場に関する情報、資料の提供を実施し原職等に復帰させ6か月以上継続して雇用した中小企業事業主に助成します(※2)。

育休取得時の支給額※1 (1企業当たり1回限り)	30万円
育休復帰時の支給額※2 (1企業当たり1回限り)	30万円

- この助成金の受給に当たっては、上記の他一定要件がありますので、詳しい内容につきましては、岡山労働局雇用均等室にお問い合わせください。厚生労働省HPでも当助成金のご案内をしております。

岡山労働局雇用均等室

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

電話 086-224-7639 FAX 086-224-7693

高年齢者雇用安定助成金のご案内

<高年齢者活用促進コース>

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置(※1)を実施した事業主に対して、実施に要した対象経費の3分の2(大企業は2分の1)、上限1,000万円を支給します。ただし、1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円(※2)を上限とします。

(※1)雇用環境整備の措置

- 新たな事業分野への進出、職場または職務の創出
- 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
- 高年齢者の雇用管理制度の整備
- 定年の引上げ等

(※2)支給要件の一部変更

1. 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主にあつては、60歳以上の雇用保険被保険者1人当たりの上限額を30万円とします。
2. 環境整備計画のうち、(1)70歳以上への定年の引上げ(2)定年の定め廃止(3)65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度のいずれかの措置の実施について、上記事業主の場合は「70歳以上」を「67歳以上」へ要件緩和を行います。

この助成金の受給に当たっては一定要件がありますので詳しい内容は、**独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部高年齢・障害者業務課**にお問い合わせください！
当機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>)でもご案内しています。

独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高年齢・障害者業務課
所在地： 岡山市北区田中580 ポリテクセンター岡山3階
電話： 086-241-0166

新刊のご案内



一歩先の キャリアへ!

女性リーダーが語る 働き方の知恵

21世紀職業財団が全国主要都市で毎年開催している「明日のビジネスを担う女性たちの交流会」。トップクラスで活躍する女性たちが語るキャリア体験は、毎回多くの反響をいただいています。

23人の先輩女性たちが語ったキャリアやライフスタイル、働く女性たちへの心強いメッセージを一冊の本にまとめました。

公益財団法人21世紀職業財団 編著
価格：1200円+税
仕様：単行本(ソフトカバー)142ページ
出版社：東京図書出版
ISBN-10: 4862238572
ISBN-13: 978-4862238573

*ご注文はお近くの書店から。
各オンライン書店でもお取扱いしています。

Amazonからのご購入はこちら



【お問い合わせ】
公益財団法人21世紀職業財団 <http://www.jiwe.or.jp>

県労委の動き

H27年4月1日～H27年5月31日

不当労働行為救済申立事件

- 平成26年第1号事件 (不誠実団体交渉)
平成27年4月23日 第3回審問 (結審)
- 平成26年第2号事件 (支配介入)
平成27年4月28日 第2回調査
- 平成26年第3号事件 (支配介入)
平成27年5月7日 救済内容の変更申立て
- 平成27年第1号事件 (不誠実団体交渉、支配介入)
平成27年5月7日 新規申立て

調整事件

- A株式会社争議 (平成27年第1号事件)
〈調整事項〉定期昇給の実施外
平成27年4月20日 組合からあっせん申請 (係属中)

個別的労使紛争事件

- A株式会社事件 (転勤命令の取消等)
平成27年4月27日 労働者からあっせん申請 (係属中)

～労使紛争に係る問い合わせ、相談は労働委員会へ～

岡山県労働委員会事務局

〒700-8570
岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館2階
電話086-226-7563

無料技能講習 受講生募集!

岡山労働局委託事業

シニアワークプログラム事業 シルバーの再就職をバッチリ応援します!

受講対象者：ハローワークに求職登録した55歳以上の高齢求職者

講習名	開催地域	募集期間	講習期間	講習日数	受講定員	会場
介護職員初任者研修	倉敷市	9月7日～9月17日	10月5日～12月10日	23日	20人	倉敷市民会館(倉敷市本町)
	岡山市	9月7日～9月17日	10月6日～12月24日	23日	20人	榊ステップ岡山駅前校(岡山市北区幸町)
福祉有償運送運転者講習	岡山市	8月17日～8月26日	9月9日～9月15日	3日	25人	岡山県総合福祉会館(岡山市北区石関町)
ベビーシッター養成講習	倉敷市	9月7日～9月17日	10月7日～10月16日	5日	35人	くらしき健康福祉プラザ(倉敷市笹沖)
フォークリフト運転技能講習	岡山市	10月5日～10月13日	10月27日～11月2日	5日	20人	キャタピラー教習所(株)岡山教習センター(岡山市中区藤原)
小型車両系建設機械・締固め用機械取扱講習	岡山市	8月17日～8月24日	9月7日～9月14日	5日	20人	キャタピラー教習所(株)岡山教習センター(岡山市中区藤原)
オフィスクリーニング講習	岡山市	9月7日～9月17日	10月5日～10月9日	5日	30人	岡山県総合福祉会館(岡山市北区石関町)
庭木管理講習	赤磐市	9月28日～10月8日	10月22日～10月29日	6日	25人	赤坂公民館(赤磐市町苅田)
	総社市	10月13日～10月22日	11月6日～11月13日	6日	30人	総社市シルバー人材センター(総社市門田)
樹木管理・チェーンソー取扱講習	真庭市	11月2日～11月11日	11月25日～12月3日	6日	25人	落合総合公園(真庭市下市瀬)

(注)「シニアワークプログラム事業」は、高齢者の雇用形態による就職を促進するため、技能講習・就職面接会を一体的に行うものです。

高齢者活躍人材育成事業 市町シルバー人材センターのシルバー派遣で働きませんか?

受講対象者：シルバー派遣就業を希望する60歳以上の高齢者

講習名	開催地域	募集期間	講習期間	講習日数	受講定員	会場
接客・マナー講習	和気町	8月24日～9月2日	9月16日～9月17日	2日	15人	和気鶴飼谷交通公園(和気町益原)
	浅口市	8月31日～9月10日	9月24日～9月25日	2日	30人	浅口市中央公民館(浅口市鴨方町鴨方)
介護施設送迎・福祉有償運送運転者講習	美作市	9月17日～10月1日	10月15日～10月21日	5日	10人	美作市英田総合支所(美作市福本)
フォークリフト運転技能講習	井原市	9月15日～9月29日	10月13日～10月19日	5日	10人	井原市地場産業振興センター(井原市七日市町)
	津山市	10月19日～10月27日	11月10日～11月17日	5日	15人	津山市コミュニティセンターあいあい(津山市井口)
	和気町	10月26日～11月2日	11月16日～11月24日	5日	10人	和気鶴飼谷交通公園(和気町益原)
チェーンソー・刈払機取扱講習	玉野市	8月24日～8月31日	9月14日～9月18日	4日	20人	玉野スポーツセンター(玉野市田井)
	備前市	9月7日～9月17日	10月6日～10月14日	4日	20人	備前市総合運動公園(備前市久々井)
	浅口市	10月19日～10月26日	11月9日～11月13日	4日	30人	浅口商工会(浅口市鴨方町鴨方)
ハウスクリーニング講習	津山市	8月10日～8月20日	9月4日～9月10日	5日	15人	津山市総合福祉会館(津山市山北)
小売業スタッフ養成講習	倉敷市	8月10日～8月18日	9月1日～9月3日	3日	20人	倉敷商工会議所(倉敷市白楽町)

(注)「高齢者活躍人材育成事業」は、市町シルバー人材センターから事業所へのシルバー派遣形態による就業を促進するため、技能講習を行うものです。

詳しいパンフレットのご請求・お問い合わせ先

公益社団法人 岡山県シルバー人材センター連合会

〒700-0813 岡山市北区石関町2-1岡山県総合福祉会館8階

☎ 086-235-0128 FAX 086-235-0129

岡山県シルバー


検索

ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集

平成25年度就職率

85%

- まるで現場のような施設設備
- 長年蓄積したノウハウとカリキュラム
- 経験豊かなスタッフによるサポート



ものづくり分野への就職をめざすみなさま、
ポリテクセンター岡山が、
あなたの就活に伴走します。

◆ 訓練科名等

訓練科名 (訓練期間)	入所月及び定員		
	10月	11月	12月
CAD・NC機械科 (6ヶ月)	20		
生産管理技術科 (6ヶ月)			15
溶接技術科 (6ヶ月)	15		
電気・通信施工技術科 (6ヶ月)	18		
住宅リフォーム技術科 (6ヶ月)	22		
金属加工技術科 (若) (7ヶ月)		5	
金属加工技術科 (若) (6ヶ月)			10
住宅リフォーム技術科 (若) (7ヶ月)			15

- ・対象は、求職中の方(ハローワークで求職申込をしている方)です。
- ・科名に「(若)」が付いている科の対象者は、40歳以下です。7ヶ月コースは、1ヶ月目に社会人に必要とされるビジネスマナー、文書作成、コミュニケーション、チームワークなどのスキルを習得する講習があります。また、7ヶ月コースは6ヶ月目に、6ヶ月コースは5ヶ月目に、1ヶ月程度の企業実習があります。

- ・各科の詳細内容は、当センターホームページまたはハローワークに設置しているパンフレットをご参照ください。
- ・ほとんどの方が初心者(未経験者)です。幅広い年齢の方が受講されています。
- ・女性の方も多数受講されています。

◆ 申込受付期間等

入所月	申込受付期間	入所選考日	入所日	修了日	お申し込み先は、住所管轄のハローワークです。ハローワークの職業訓練相談窓口でご相談ください。
10月	7月6日 ~ 9月3日	9月11日	10月2日	3月30日	
11月	8月10日 ~ 10月8日	10月16日	11月5日	5月31日	
12月	9月7日 ~ 11月5日	11月13日	12月1日	5月31日	
12月※	9月7日 ~ 11月5日	11月13日	12月1日	6月30日	

- ・定員に満たない場合は、申込期間を延長することがあります。
 - ・入所選考は、筆記試験と面接です。
 - ・訓練は、平日の9:25~16:00です。終了が17:00となる日もあります。
 - ・受講料は無料ですが、作業服代や教科書代等は自己負担です。
- ※ 12月入所のうち住宅リフォーム技術科(若)(7ヶ月)の修了日は、平成28年6月30日です。

◆ 見学説明会

入所月	開催日時	<ul style="list-style-type: none"> ・直接当センターにお電話でお申し込みください。 ・その入所月の科全科が、見学説明の対象となります。 ・職業適性診断と受講の相談も実施しています。 ・他の日程も個別に承りますので、ご相談ください。
10月	8/11・18・25、9/1の10:00~14:30	
11月	9/8・15・10/6の10:00~12:00	
12月	10/13・20・26の10:00~13:00	

◆ お問い合わせ先&見学説明会お申し込み先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
 岡山職業能力開発促進センター(愛称 ポリテクセンター岡山)
 〒700-0951 岡山市北区田中580
 TEL 086-241-0940(平日:9:00~17:00)
 URL <http://www.3jeed.or.jp/okayama/poly/>
 (お願い) お越しの際は、駐車スペースが限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

厚生労働省所管の公共の職業能力開発施設です。ものづくり分野への就職を目指す求職者の方を支援しています。

STOP！転倒災害プロジェクト2015

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！ 転倒災害プロジェクト2015」を開始します。

「転倒災害防止特設サイト」を開設します！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！ 転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！ 転倒

2015年12月1日からストレスチェックの実施が義務になります。

* 労働者数50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、 イキイキした職場環境を実現しましょう。

- ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ストレスチェックの検査結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行いましょう。また、申し出を理由とする不利益な取扱いは禁止されています。
- 面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

岡山産業保健総合支援センターをご活用ください！

○ 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

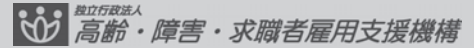
岡山産業保健総合支援センター



岡山労働局 健康安全課

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階 電話：086-225-2013

事業主の皆様へ



「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されました
 ～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になりました～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、
障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月 ～平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	申告・納付開始

納付金の申告では...

- ・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
 - ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
 等をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
 - ④源泉徴収票(写)
 - ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。

ご準備下さい!

手続きをくわしくご案内する事務説明会を開催します。

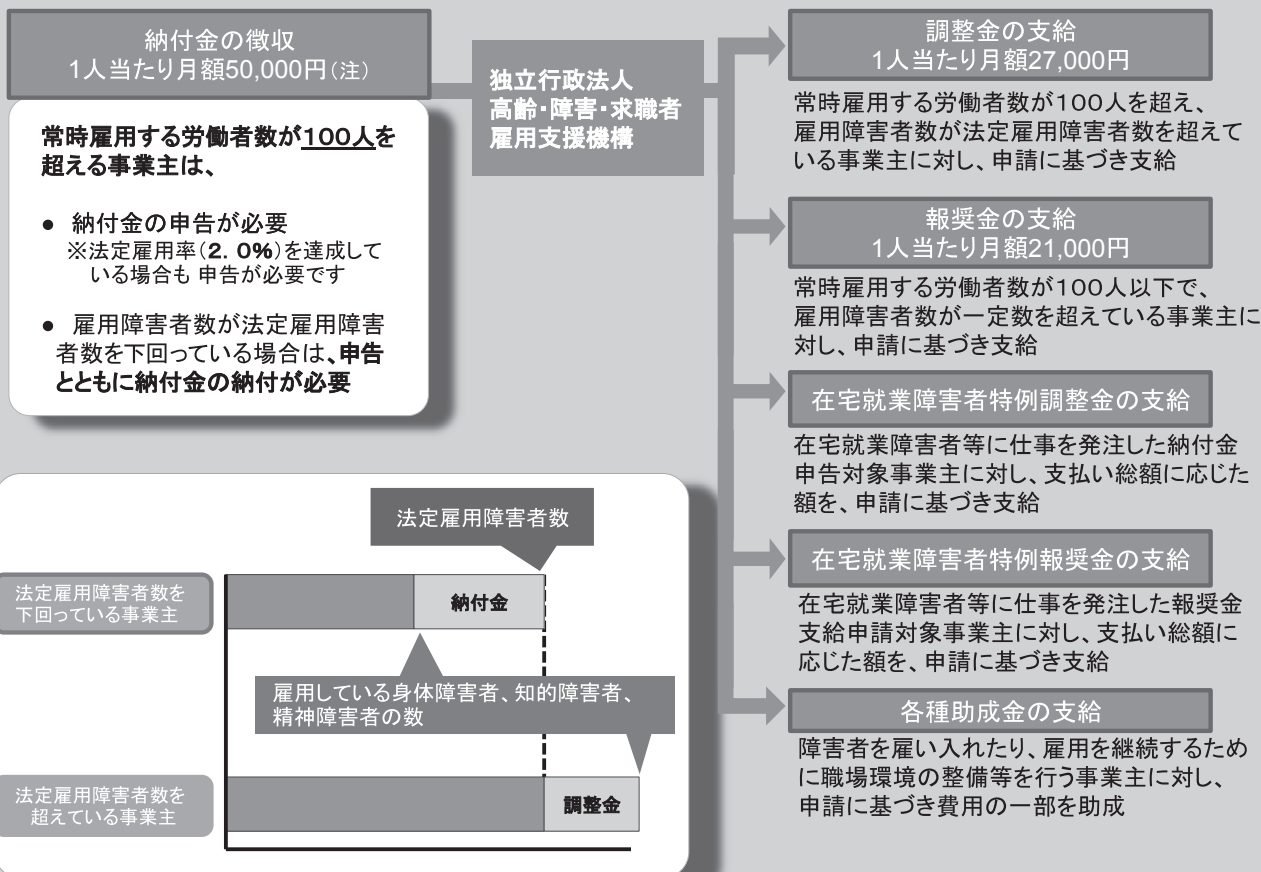
全国各地にて2～3月を中心に実施。ぜひ、ご参加を! 詳細はお問合せ先(◎)まで。



障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆障害者雇用納付金制度の概要



(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
 - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が1人当たり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい、職業紹介を行ってほしい
 - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- ◎ 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい
 - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧くださいか、岡山支部 高齢・障害者業務課(※旧:岡山高齢・障害者雇用支援センター)にお問合せください。
TEL:086-241-0166
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい
 - ・ 岡山支部 岡山障害者職業センターにお問合せください。
TEL:086-235-0830
 - ※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画に関する助言から採用後の職場定着に至るまで体系的な支援を行っています。

岡山労働局内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談は「いじめ・嫌がらせ」が増加、「解雇」は横ばい

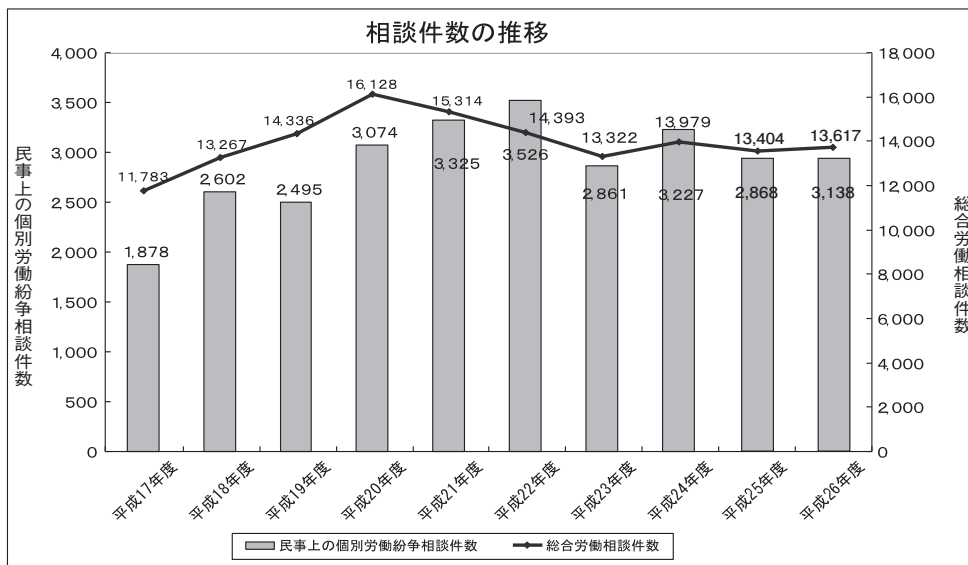
～平成26年度個別労働紛争解決制度の運用状況とまる～

1 相談受付状況

岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。

平成26年度に寄せられた相談は13,617件と平成25年度比で213件、1.6%増加しています。

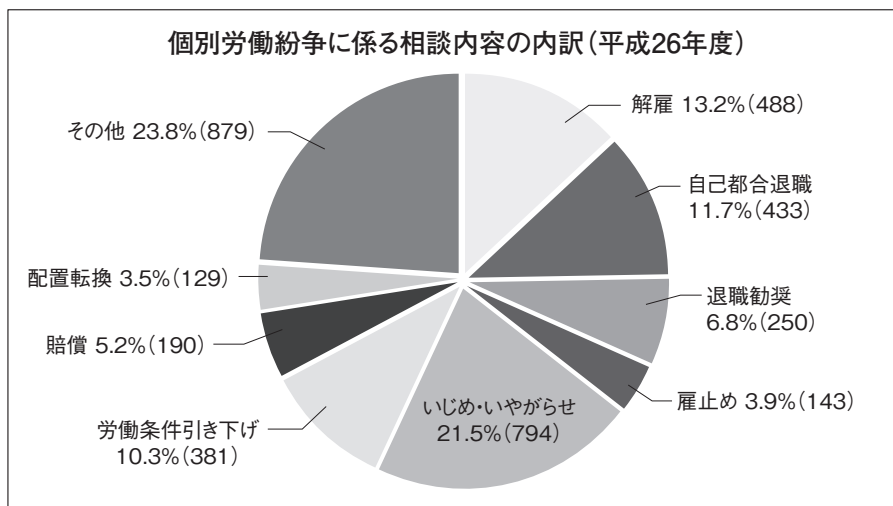
このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,138件であり、平成25年度比で270件、9.4%増加しています。

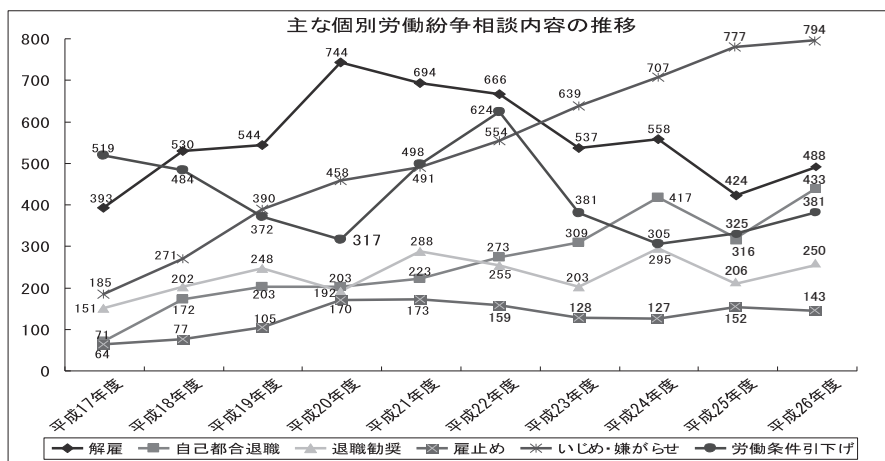


2 個別労働紛争相談の状況

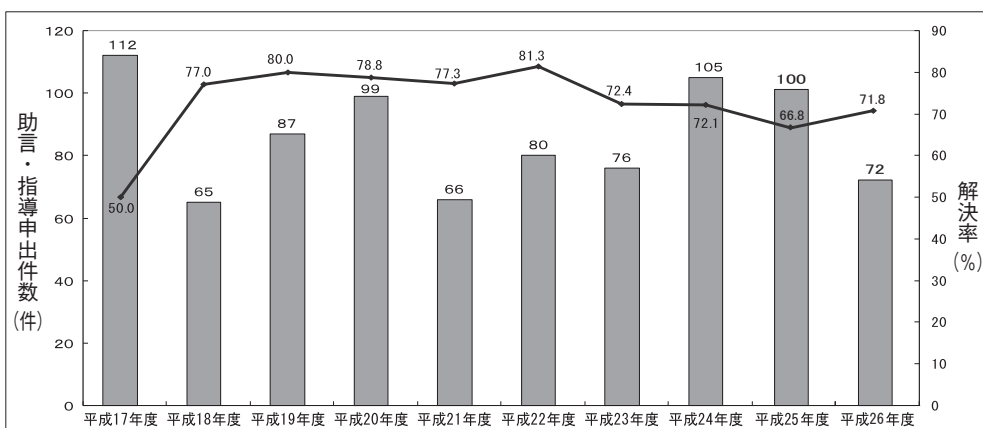
平成26年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の21.5%であり、次いで解雇(13.2%)、自己都合退職(11.7%)となっています。

いじめ・嫌がらせに係る相談が、平成23年度より4年連続で最多となった一方、解雇に係る相談は平成21年度から25年度は減少、26年度は件数は増加となったものの全体の相談に占める割合としては横ばいとなっています。

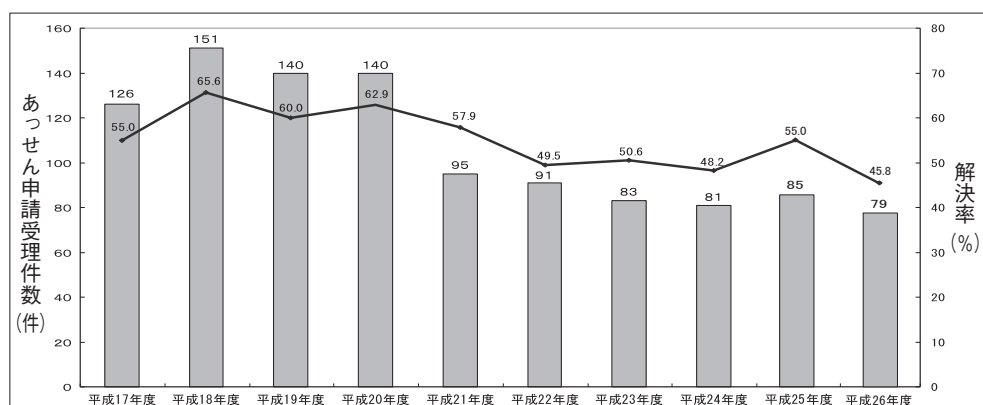




3 助言・指導の申出件数と解決率の推移



4 あっせんの受理件数と解決率の推移



「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」の3つの方法があります。

近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成13年10月の法律施行以降14年目を迎え、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されています。

岡山労働局 企画室 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階
電話：086-225-2017

はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方。 『ゆう活』

「夏の生活スタイル変革」の通称が決定

政府は、「夏の生活スタイル変革」の通称を『ゆう活』に決定し、『ゆう活』を促す国民運動を盛り上げていくこととしました。「夏の生活スタイル変革」は、朝早くから働き始め、明るい夕方うちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことを推進してワークライフバランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的としています。

『ゆう活』とは

『ゆう活』（ゆうやけ時間活動推進）は、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方から名付けられました。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。『ゆう活』を通じて、国民の働き方が変わること、生活スタイルの変革を推進します。

ゆうやけ時に 悠々とした時間が生まれる。

友人と会える。

遊ぶ時間が増える。

家族で過ごす優しい時間ができる。

新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。

勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる自分の時間で生活を豊かにしていこう。

『ゆう活』のロゴマークについて

夕方を想起させるオレンジ色を基調に、豊かな時間が広がっていくことを表現したデザインです。

